

○内閣府令第九号

人事記録の記載事項等に関する政令（昭和四十一年政令第十一号）第六条の規定に基づき、人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号中「又は人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号」を「、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合又は人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号」に改める。

附 則

この府令は、平成二十六年二月二十一日から施行する。